

ホームページ作成及び児童のインターネット利用に関するガイドライン

平成20年 4月 1日

日進市立梨の木小学校

1 インターネット利用の基本

・本ガイドラインは、梨の木小学校の教育活動をより効果的に行うために、インターネット利用上の情報発信のあり方を示すとともに、児童および教職員ならびに保護者の人権を尊重し、安全かつ有効的な情報発信に努めることを目的とする。

・情報公開に当たって、関係者および関係機関は以下の項目にあげる指導上知り得た秘密の厳守・プライバシーの保護などに関して十分配慮しなければならない。

2 インターネットの主な利用形態

(1)情報の発信

学校の様子や学習活動への取り組み、予定などを本校から発信される全てのホームページ(以下、本校ホームページと記す。)で発信する。

(2)情報の受信

本校ホームページに対する意見等を広く一般から受信する。

(3)情報検索および収集

インターネットを利用して学習に関連する情報を検索・収集したり、質問・回答を送受信したりする。

(4)教材作成

インターネットを利用して授業で活用できるデータを収集・加工して、教材づくりに活用する。

(5)国内および国際交流

ホームページ・電子メールを使用して、国内の学校や海外の都市・学校等との交流通信を行う。

3 個人情報の発信とその範囲

個人情報の取り扱いについては国・愛知県並びに日進市個人情報保護条例に基づき発信にかかる当該関係者が個人情報の保護に努め、以下の内容を原則とする。

(1)公開しないもの

・公的な帳簿及びその写しなどの公開されていないもの(成績、健康診断など)

・プライバシーの侵害となるおそれのあるもの(住所、電話番号、生年月日、実名、個人写真など)

・その他、個人情報侵害のおそれのあるもの

(2) 状況によっては公開するもの

・児童写真およびそれらに関わりのあるもの→個人が特定できないものにかぎる。

・学級の集合写真や校外学習、クラス紹介、行事、委員会活動、部活動など学校の様子を情報伝達できるもの

(3) 公開に当たって、保護者の承諾を必要とするもの

[別紙承諾書による](#)

・個人が特定される写真や情報

・著作権に関わるような児童作品(絵画、工作、作文など)

※私的なホームページでは、児童の個人情報を掲載できない。

(4) メールアドレスの取り扱い(将来想定される内容を含む)

・児童ならびに教職員のメールアドレスの使用はネチケットに基づいて各自が不正使用することのないように心がける。

・学校におけるメールアドレスは、本校管理責任者または公的機関の認証を受けたもののみとする。

4 発信内容の訂正及び削除

(1) 本人、もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しを受けた場合、速やかに発信内容を変更する。

(2) 教育委員会やその他の組織や団体、または個人から発信内容について指摘を受けた場合、速やかに適切な処置をとる。

5 管理責任者及び利用責任者

(1) 管理責任者は校長とし、教職員に対して指導及び監督を行うものとする。

(2) 管理責任者は、インターネット利用の適正を図るため、利用責任者を置き、利用状況を記録・報告させるものとする。

(3) ホームページに掲載する個人情報や著作権に係る内容は、公開前に製作者・利用責任者・管理責任者の確認を受けるものとする。

6 ホームページ利用等に関する条件

以下に掲げる内容について対象のサイト並びに複製者に対しては、原則メールアドレス等連絡先の提出をもとめるものとする。

(1)本校ホームページの掲載場所およびリンクについては原則公的機関のサイトおよび管理責任者が認めたサイトとする。

(2)本校ホームページを第三者がリンク等で利用する場合、利用の目的が教育的な場合は原則自由とする。

(3)本校ホームページの複製利用についても同様とする。ただし、この場合は、教育上の支障の有無を考慮して認めるものとする。

7 著作権

ホームページおよび本校から情報発信される媒体の著作権に関しては、全て愛知県日進市立梨の木小学校が有するものとする。同時に児童の著作権についても十分に配慮する。

8 インターネット利用に関する指導

(1)学校で児童がインターネットを利用する際は、必ず教師の指導・確認・指示のもとに行う。

(2)児童がインターネットを活用するにあたって、プライバシー・著作権等の保護や、その侵害の危険性について、十分に指導するとともに、発達段階に応じて情報モラルを養っていく。

(3)児童が家庭でインターネットを利用することを想定して、その危険性を十分に指導する。また、その旨を保護者にも啓蒙していく。

本ガイドラインは日進市立日進中学校の規定を参照させていただきました。